

平成26年度 中小企業・小規模事業者関係の主な税制改正の概要

秋の大綱での決定事項

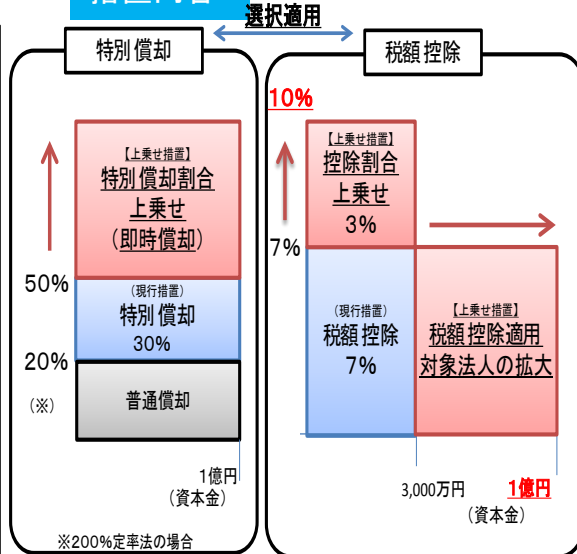
中小企業投資促進税制の拡充・延長

全国で活躍する中小企業・小規模事業者の設備投資を強力に後押しするため、生産性向上に資する設備を導入した場合の小規模事業者(個人事業主、資本金3000万円以下法人)に対する税額控除割合の上乗せや、税額控除の利用可能な法人の範囲の拡大等の拡充措置を講じた上で、現行措置を含め、適用期間を3年間延長。(平成29年3月31日まで)

上乗せ措置の対象となる設備

- 旧モデルと比べて、年平均1%以上生産性を向上させるなど一定の要件に該当する以下の設備
 - ・すべての機械装置(ソフトウェア組込型装置は最新モデル・一代前モデル、それ以外の装置は最新モデル)
 - ・サーバー、試験・測定機器(最新モデルのみ)
 - ・稼働状況等の情報を収集・分析・指示するソフトウェア(最新モデルのみ。生産性向上要件なし。)
- 現行措置の対象設備(貨物自動車、内航船舶以外)のうち、生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

措置内容



少額減価償却資産の損金算入の特例の延長

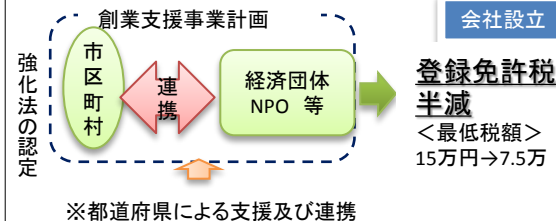
パソコン、ソフトウェアなど30万円未満の少額資産の投資の促進等を図るため、適用期限を2年間延長。

※平成28年3月31日まで

創業時の登録免許税の軽減措置の創設

産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定を受けた市区町村内における、会社設立時の登録免許税を半減する措置を創設。

※平成28年3月31日まで



年末での決定事項

交際費課税の特例の拡充

中小法人について、①現行の交際費等の800万円までの損金算入を認める措置に加え、②飲食費の50%までの損金算入を認める措置を創設した上で、適用期限を2年間延長。 ※①と②は選択適用。

【現行措置】

【特例として認められる部分】

【新規措置】

